

# I これまでになく税制を使いこなす 産業競争力強化法に関連する 税制措置のポイント

公認会計士・税理士 宮口 徹

## はじめに

アベノミクスの第三の矢である経済成長戦略を強力に推進すべく、平成26年1月20日に産業競争力強化法（以下、「強化法」という）が施行されている。同法においては規制緩和や産業の新陳代謝を進めるための各種施策が創設されているが、税制措置も多数設けられており、平成26年度の税制改正法に盛り込まれている。本稿においてはそうした税制措置のうち、(1)先端設備投資の促進、(2)ベンチャー投資の促進および(3)事業再編の促進を目的とする制度について、3月20日に成立した改正法の他、4月1日に施行された政省令の内容も踏まえて解説を行う。

## 生産性向上設備投資促進税制

### (1) 制度の概要

生産性向上設備投資促進税制は、設備投資に係る従来の特別償却や税額控除制度を時限的に拡充し、設備の更新投資を刺激することを目的とした制度である。

制度の骨格は、強化法が規定する生産性向上設備等（後述）のうち、税務上の最低取得価額要件を満たしたものを取得して事業供用した場合、特別償却と法人税額の20%を限度とした税額控除の選択適用を認めるというものである（措法42の12の5）。

主だった要件を列挙すると、まず、中古資産の取得は対象外であり、新品を取得する必要がある。また、

事業供用については国内での事業に限られるとともに貸付けは除かれるため、原則として資産を使用する法人が自社で取得をする必要がある（措法42の12の5①等）。この点、設備をリースによって取得した場合の取扱いは、所有権移転ファイナンスリースの場合は特別償却、税額控除ともに適用可能であるが、所有権移転外ファイナンスリースの場合には税額控除は認められないが特別償却は認められない（措法42の12の5②）。

(図表1) 生産性向上設備投資促進税制の税制措置

事業供用時期	H26年1月20日～ H28年3月31日	～H29年3月31日
対象資産	機械装置など	建物・構築物
即時償却または5%税額控除	50%特別償却または4%税額控除	25%特別償却または2%税額控除

(図表2) 最低取得価額要件

対象資産	1台(1基)当たり取得価額	1台(1基)当たり取得価額 1事業年度における取得価額の合計額
機械装置	160万円以上	—
工具	120万円以上	1台(1基)が30万円以上で、1事業年度の取得価額の合計額が120万円以上
器具備品		—
建物		1台(1基)が60万円以上で、1事業年度の取得価額の合計額が120万円以上
建物附属設備	70万円以上	—
構築物		1ソフトウェアの取得価額が30万円以上で、1事業年度の取得価額の合計額が70万円以上

は図表1のとおりであるが、より早期の設備投資を促すため、平成28年3月までの設備投資についてはより多くのメリットを享受することが可能とされている（措法42の12の5）。  
なお、特別償却の経理処理については、償却費として損金処理する方式の他、準備金方式や剰余金処分方式も認められる（措法42の12の5⑤）。

次に税務上の最低取得価額要件をまとめたのが図表2であるが、資産1つ当たりの取得価額要件を満たさ

# 要点解説 平成26年度税制改正

(図表3) 先端設備(A類型)

要件	① 用途または細目	② 最新モデル要件	③ 生産性向上要件	
機械装置	すべて		旧モデル比で生産性指標(生産効率、エネルギー効率、精度等)が1%以上向上	
工具	・ロール	10年以内 4年以内		
器具備品	・試験または測定機器 ・陳列棚および陳列ケースのうち、冷凍機付または冷蔵機付のもの ・冷房用または暖房用機器 ・電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気またはガス機器 ・氷冷蔵庫および冷蔵ストッカー(電気式のものを除く) ・サーバー用電子計算機(ソフトウェア(OS)を同時設置するものに限る) <sup>(*)</sup>	以下のいずれかを満たすこと A. 右期間内に販売開始された最新モデル B. 販売開始年度(暦年)が設備導入年度またはその前年度であるモデル C. ソフトウェア組込型機械装置で最新モデルの一代前のモデル(中小企業者等に限る)		6年以内
建物	・断熱材、断熱窓	14年以内		
建物附属設備	・電気設備(照明設備を含み、蓄電池電源設備を除く) ・冷房、暖房、通風またはボイラー設備 ・昇降機設備 ・アーケードまたはブラインド、日射調整フィルム	14年以内		
ソフトウェア <sup>(*)</sup>	・設備の稼働状況等に係る情報収集機能および分析・指示機能を有するもの	5年以内		

(\*) ソフトウェアおよび電子計算機は中小企業者等が取得または製作をするものに限る。

ない場合でも、1事業年度の合計額  
の要件を満たすことができれば制度  
の適用が可能である(措令27の12の  
5②)。また、取得価額は法人税法  
施行令の規定に従い判定され、購入  
の場合であれば購入対価に事業供用  
するために直接要した費用を加算し  
て判定される(措令27の12の5②一、  
法令54①)。

## (2) 先端設備(A類型)の内容 と申告手続

強化法に規定される生産性向上設  
備等は、先端設備(A類型)と生産ラ  
インやオペレーションの改善に資す  
る設備(B類型)があるが、まずA類  
型に該当する資産は図表3のとおり  
である(強化法2⑬、経済産業省関

係産業競争力強化法施行規則(以下、  
「経産省強化法規則」という)5一)。  
対象となる資産は、一定の用途ま  
たは細目に該当する資産で最新モデ  
ル要件および生産性向上要件を満た  
す資産である。この要件を満たす資  
産については、工業会等が証明書  
発行することになっており、納税者  
は設備メーカーを通じて証明書の交  
付を依頼することができる。  
なお、税務申告上は、特別償却、  
税額控除とも計算明細(申告書別表)  
の添付が求められるものの証明書の  
添付は任意となっている(措法42の  
12の5⑪・⑬)。ただし、証明書の  
交付を受けることにより、納税者は  
個別の要件の判定を行う必要がなく  
なり、税務調査でも無用の議論を避  
けることが可能となることが期待さ  
れるため、実務的には、証明書の交  
付を受けることが主流となろう。

## (3) 生産ライン・オペレーシ ョン改善設備(B類型)の内容 と申告手続

次に、生産ラインやオペレーシ  
ョンの改善に資する設備(B類型)は、  
資産単品では先端設備の要件に該当  
しなくても、業務プロセス全体の収  
益率向上に資する設備投資について  
A類型同様の特別償却と税額控除を

認めるものであり、具体的な要件は  
図表4のとおりである(強化法2⑬、  
経産省強化法規則5二)。  
図表4における投資計画の認定に  
ついては、次のプロセスにより進め  
ることになる。

(図表4) 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備(B  
類型)

項目	要件
対象資産	機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物およびソフトウェア
適用要件	投資利益率が15%以上(中小企業者等は5%以上)となることが見込まれる投資計画として経済産業大臣の確認を受けたものに記載された資産であること 投資利益率 = (営業利益 + 減価償却費)の増加額 <sup>(注1)</sup> 設備投資額 <sup>(注2)</sup>
	(注1) 設備の取得等をする年度の翌年度以降3年度の平均額 (注2) 設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備等の取得価額の合計額

- ① 納税者による投資計画案の作成
- ② 公認会計士または税理士による投資計画案の事前確認。事前確認書の発行
- ③ 経済産業局への確認申請。経済産業局による確認書の発行
- ④ 納税者から経済産業局への実施状況報告書の提出

まず、経済産業局による確認の前  
 揃きとして納税者が作成する投資計  
 画案につき公認会計士か税理士が、  
 設備の見積書等の根拠資料との突合  
 や計算チェック等の確認を行い、事  
 前確認書を発行する。この点、公認  
 会計士や税理士と会社との関係につ  
 いては特段の要件はないため、会計  
 監査人や顧問税理士の他、有資格者  
 である役職員が確認作業を実施す  
 ることも可能である。

次に、納税者が投資計画案と事前  
 確認書を添付のうえ、最寄りの経済  
 産業局に確認申請を行う。経済産業  
 局が確認書を発行するまでに1ヵ月  
 程度要することとされているが、本  
 制度の適用を受けるには設備の導入  
 までに確認書を取得する必要がある  
 ため、余裕を持って申請を行う必要  
 がある。

なお、A類型の証明書と同様、税  
 務申告にあたって確認書の添付要件  
 は付されていないため、税務調査な  
 どに備えて納税者が保管しておけ  
 ば足りる。

確認書の交付を受けた納税者は設  
 備の取得年度の翌事業年度以降3期  
 間にわたり、投資計画の実施状況や  
 投資利益率、税制措置の利用状況を  
 記載した実施状況報告書を経済産業  
 局に提出する必要がある。

## 中小企業の 投資活性化策

中小企業については従来から、中  
 小企業投資促進税制があり、一定の  
 設備投資について特別償却や税額控  
 除が認められていたが、今般、その  
 適用期限が3年間延長されるとも  
 に生産性向上設備投資促進税制の対

(図表5) 中小企業の投資活性化策

項目	区分	現行の中小企業投資促進税制	生産性向上設備投資促進税制
適用要件	機械装置	160万円以上	左記要件に加えて、生産性向上投資促進税制の対象設備であること
	工具・器具備品	120万円以上(一定のものに限る)	
	ソフトウェア	70万円以上(一定のものに限る)	
	貨物自動車	車両総重量3.5トン以上	
	船舶	内航海運業の用に供される	
税制措置	中小企業者等 (資本金または出資金が 3千万円超1億円以下)	30%特別償却(税額控除なし)	即時償却または7% 税額控除
	特定中小企業者等 (資本金または出資金が 3千万円以下)	30%特別控除または7%税額控除	即時償却または10% 税額控除

象となる生産性向上設備等について  
 は、選択制でより多額の償却や税額  
 控除が認められることになった(措  
 法42の6)(図表5)。本節では、前  
 節(生産性向上設備投資促進税制)の  
 大企業向けの制度との異同について  
 解説を行う。

まず、定義の確認であるが、株式  
 会社の場合、中小企業者等とは資本  
 金額が1億円以下の法人のうち、同  
 一の大規模法人(資本金額1億円超  
 の法人)に発行済株式総数の2分の  
 1以上を所有されている法人と、複  
 数の大規模法人に発行済株式総数の  
 3分の2以上を所有されている法人  
 を除いた法人をいう(措法42の6①、  
 42の4⑥・⑫五、措令27の4⑩)。

また、中小企業者等のうち、資本  
 金額が3千万円以下の法人を特定中  
 小企業者等といい、より多くの税務  
 メリットを享受することが可能であ  
 る(措法42の6⑦、措令27の6⑨)。

次に具体的な制度の内容である  
 が、まず、中小企業者等について  
 は、A類型の資産としてサーパー用  
 電子計算機やソフトウェアが追加さ  
 れており、B類型に求められる投資  
 利益率が大企業に比して緩和されて  
 いる。また内航海運業用の船舶につ  
 いては貸付けも事業供用として認め  
 られる(措法42の6①)。

中小企業者等については大企業と  
 は異なり、平成29年3月31日までの  
 投資について即時償却が認められる  
 とともに、より多額の税額控除が受  
 けられる。さらに税額控除について  
 繰越控除が認められており、単年度  
 で控除しきれない額がある場合に  
 は、1年間の繰越しが認められる(措  
 法42の6⑨・⑪)。

なお、中古資産およびリース資産  
 の取扱い、特別償却の経理方式や最  
 低取得価額要件の判定基準は大企業  
 向けの制度と同様である。

## ベンチャー投資 促進税制

### (1) 制度の概要および認定手 続

ベンチャー投資促進税制は、ベン  
 チャーファンドに対する事業会社の  
 投資意欲を喚起し、将来有望なベン  
 チャー企業が資金不足により成長を  
 妨げられないようにすることで産業  
 の新陳代謝を促進することを目的と  
 した制度である。

制度の概要は図表6のとおりであ  
 るが、強化法の特定期間事業開拓投資  
 事業計画の認定を受けた投資事業有  
 限責任事業組合に投資をした法人投



# 要点解説 平成26年度税制改正

(図表6) ベンチャー投資促進税制の概要

項目	通常の法人	適格機関投資家
対象法人	下記の要件をすべて満たす法人 ① 青色申告法人であること ② 産業競争力強化法の施行日から平成29年3月31日までの間に一定の投資事業有限責任組合契約を締結していること ③ 上記組合の有限責任組合員であること	左記の要件に加えて以下の要件を満たす法人 ① 組合契約締結日を含む事業年度開始日時点におけるその他有価証券である株式等の帳簿価額が20億円以上であること ② 組合への出資予定額が2億円以上であること
対象取引	下記要件をすべて満たすこと ① 当局の認定日以後に対象の投資事業有限責任事業組合に出資すること ② 当局の認定日以後、組合の存続期間終了日までの期間内に新事業開拓事業者の株式等を取得すること ③ 組合への投資期間内の各事業年度終了時において有する新事業開拓事業者の株式等の帳簿価額の80%以下の金額を新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てること	
税制措置	① 税務上の要件を満たす新事業開拓事業者投資損失準備金の積立て額について損金算入(対象となる組合の期間が存続する限り、準備金の損金算入が可能) ② 新事業開拓事業者投資損失準備金の前期の損金算入額につき益金算入(洗替え方式)	

(図表7) 強化法の認定を受けるためのベンチャーファンドの主な要件

要件	内容
1. 組合の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資家から組合に出資される金額の合計がおおむね20億円以上であること</li> <li>組合の投資計画における投資事業の実施期間が10年以下(期間を延長した場合は13年以下)であること</li> <li>組合の目標内部収益率(IRR)が15%以上であること</li> <li>組合の無限責任組合員(ベンチャーキャピタル)の出資割合が1%以上であること</li> <li>組合の有限責任組合員(投資家)に暴力団等、無限責任組合員の親会社、子会社、親族等が含まれないこと</li> </ul>
2. ガバナンス要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎事業年度、実施状況報告書および財務諸表等を経済産業省に提出すること</li> </ul>
3. ハンズオン要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>組合契約書に、無限責任組合員が投資先企業に経営または技術の指導を行うこと、必要に応じ取締役や監事に就任し経営に関する意見を述べる旨が明記されていること</li> <li>無限責任組合員がベンチャー投資に必要な能力および実績を有すること</li> </ul>
4. 投資先企業の要件(新事業開拓事業者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模法人グループに属さないこと</li> <li>非上場・非登録の株式会社であること</li> <li>風俗業や暴力団関連企業でないこと</li> </ul>
5. 投資先内容の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>新事業開拓事業者の株式を取得・保有する投資事業であること</li> <li>投資額の50%以上が事業拡張期の新事業開拓事業者に対するものであること</li> <li>投資額の60%以上が特定新事業開拓中小企業者に対するものであり、残りの40%以下が特定新事業開拓中堅事業者であること</li> </ul>

資家について、期末投資簿価の80%相当額の「新事業開拓事業者投資損失準備金」の損金算入を認める制度である(措法55の2、措令32の3)。

非上場有価証券の評価損の損金算入については、規則上は従来から可能であったものの、回収可能性の判断につき税務当局と争いになりやすく実務上は保守的に自己否認するケースが多かったため、今般の制度は画期的な改正であるといえる。

強化法の認定を受けるための具体的な要件は図表7のとおりであり、ファンドを組成するベンチャーキャピタルが、投資家との組合契約締結後に経済産業局に認定申請を行うことになる(強化法2⑥、経産省強化法規則2④、平成26年経済産業省告示6号)。

従来、ベンチャーファンドによる支給供給が不足しているといわれていた、事業拡張期のベンチャー企業に重点投資するファンドが本制度の対象となる。また、租税回避を防止する観点から、ファンドの有限責任組合員と無限責任組合員の親子関係は認められないため、銀行系のベンチャーキャピタルなどは親会社が出資しないファンドを設立しない限り本制度の適用対象とはならない。

## (2) 税務処理および実務上の留意点

新事業開拓事業者投資損失準備金は洗替え方式の準備金であり、繰入額を翌期に益金算入することになる(措法55の2②)。よって期首と期末の投資簿価の差額の80%が税務上の損益に影響することとなり、期中に株式を売却したり、清算により投資簿価がなくなった場合は、前期の繰入額が益金算入されることになる。

また、投資計画の認定日以後に配当を実施した会社に対する投資簿価に対しては、準備金の繰入れは認められないため、申告時には留意する必要がある(措法55の2①)。

準備金の繰入れは、損金経理の他、剰余金処分により積立金として処理することも認められるが、いずれの場合も所定の申告書別表を確定申告書に添付する必要がある(措令32の3⑤)。ここで留意すべきは、法人投資家における組合損益の経理処理である。法人が投資事業有限責任事業組合形態のファンドに投資した場合、いわゆるパススルーの取扱いとなり、組合に生じる損益を十分にに応じて取り込むことになる。この場合、①総額方式(組合のP/L項目およびB/S項目をすべて区分経理)を

(図表8) 事業再編計画と特定事業再編計画の要件

主な要件	事業再編計画	特定事業再編計画
1. 計画期間	3年以内	10年
2. 生産性の向上 (事業部門単位)	計画開始から3年以内に次のいずれかの指標の達成が見込まれること ① 修正ROA 2%ポイント向上 ② 有形固定資産回転率 5%向上 ③ 従業員1人当たり付加価値額 6%向上	計画開始から3年以内に次のいずれかの指標の達成が見込まれること ① 修正ROA 3%ポイント向上 ② 有形固定資産回転率 10%向上 ③ 従業員1人当たり付加価値額 12%向上
3. 財務の健全性 (企業単位)	計画開始から3年以内に次の両方の達成が見込まれること ① 有利子負債/キャッシュ・フロー $\leq$ 10倍、② 経常収入 $\geq$ 経常支出	
4. 雇用への配慮	計画に係る事業所における労働組合等と協議により十分な話し合いを行うこと、かつ実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うこと	
5. 事業構造の変更	次のいずれかを行うこと ①合併、②会社分割、③株式交換・移転、④事業または資産の譲受け・譲渡、⑤出資の受入れ、⑥他の会社の株式・持分の取得、⑦会社の設立、⑧有限責任事業組合に対する出資、⑨施設・設備の相当程度の撤去等	次のいずれかを行うこと ①完全子会社相互間の合併、②共同新設分割、③完全子会社に他の事業者が行う吸収分割、④完全子会社が行う他の事業者からの出資の受入れ、⑤複数事業者のそれぞれの完全子会社の発行済株式の全部を取得する会社の設立
6. 前向きな取組み	計画開始から3年以内に次のいずれかの達成が見込まれること ① 新商品・新サービスの開発・生産・提供 ② 商品の新生産方式の導入、設備の能率の向上 ③ 商品の新販売方式の導入、サービスの新提供方式の導入 ④ 新原材料・部品・半製品の使用、原材料・部品・半製品の購入方式の導入	
7. 新需要の開拓	—	計画開始から3年以内に次のいずれかの達成が見込まれること ① 外国における新たな需要を相当程度開拓すること ② 国内における新たな需要を相当程度開拓すること
8. 経営支援	—	すべての申請事業者が、特定会社に対して、次に掲げる方法その他これに準ずる方法により特定会社に不可欠な経営支援を行うこと ①特定会社の事業に係る知見を有する役職員の派遣、②技術の支援、③販路開拓への協力、④資材の調達における協力、⑤製造・研究開発・管理業務等の受託

## 事業再編促進税制

### (1) 制度の概要および認定手続

原則としつつ、継続適用を条件として、②中間方式(組合のP/L項目は区分経理しつつB/S項目は組合投資勘定等で一括処理)や、③純額方式(組合のP/L項目も組合投資損益勘定等で一括処理)の適用も認められている(法基通14-1-2)。

ただし、中間方式や純額方式を適用している場合、準備金の積立では認められないため、今般の改正措置の適用を受けるには現行の通達を前提とする限り、総額方式を適用することが必要になる。この点、現行実務上は純額方式を適用する会社が多いと考えられるため、本制度の活用を促進する観点からは、通達の緩和が行われることが期待されるところである。

事業再編促進税制は、グローバル企業が生存を掛けてしのぎを削るなか、過当競争に陥って競争力を失った日本企業の事業集約を進めることにより、収益力の高い企業を創出することを目的とした制度である。

具体的には、関係当局の認定を受

けた事業再編計画により、事業再編を行う場合には登録免許税の軽減措置が受けられるとともに、複数の事業を統合会社に集約する場合には、統合会社への投融資に対して、帳簿価額の70%相当額の「特定事業再編投資損失準備金」の積立により将来損失の引当てが認められることになる。

再編計画が満たすべき具体的な要件については、図表8のとおりであるが、具体的な再編のイメージ図については経済産業省のホームページに詳しいためそちらをご参照いただきたい。典型的な事例としては、同一の事業を営む2社が共同新設分割で統合会社を設立する事例や、同一の事業を営む子会社同士を合併させる事例が挙げられる。

本制度の適用を受ける場合、事業を所管する省庁(たとえば製造業や小売業などの経済産業省所管事業であれば各地方経済産業局)から計画の認定を受ける必要があるが、標準的なスケジュールで事前相談に1カ月、正式申請後、計画の認定までに1カ月を要することであり、計画の開始時点から約2カ月前に事前相談を行う必要がある。

# 要点解説 平成26年度税制改正

## (2) 税務処理および実務上の留意点

本稿においては、特定事業再編計画についてはのみ認められる特定事業再編投資損失準備金制度に絞って解説を行う。強化法施行日から平成29年3月31日までの間に計画の認定を受けた場合、認定日から10年経過日までの期間(積立期間)内の事業年度において、次の株式や貸付金などに対する取得価額の70%相当額を限度として、特定事業再編投資損失準備金の損金算入が認められる(措法55の3①)。なお、準備金の経理方式は損金経理方式と剰余金処分方式の両方が認められるが、いずれの場合も所定の申告書別表を確定申告書に添付する必要がある(措令32の4⑤)。

- ① 特定会社(特定事業再編計画により設立等される事業統合会社)の株式・出資(特定株式で、積立期間内の払込みや、合併、分社型分割および現物出資により交付され、事業年度末まで継続保有するもの)
- ② 特定会社に対する貸付債権(特定債権)で、積立期間内に取得され、事業年度末まで継続保有するもの
- ③ 特定事業再編実施前から保有し

ている特定株式や特定債権で、事業年度末まで継続保有するもの

ただし、特定事業再編計画における財務健全性向上の目標数値を達成した場合は、達成日の属する事業年度で積立期間は終了となる(措法55の3①、措令32の4①)。

次に、積み立てられた特定事業再編投資損失準備金については、翌年度以降5年間(60カ月)で均等に取崩され益金算入されることになるが、次に該当する場合は、残高を一括で取り崩すことになる(措法55の3③④⑤)。

- ① 特定事業再編計画の認定を取り消された場合
- ② 特定株式や特定債権を譲渡等できなくなった場合(譲渡相当部分)
- ③ 特定株式や特定債権の帳簿価額を減額した場合(減額相当部分)
- ④ 合併により特定株式や特定債権を移転した場合
- ⑤ 特定会社や事業者が解散した場合
- ⑥ 事業者が青色申告の承認を取り消された場合

本制度は、主に過当競争に陥った

事業や不採算事業の集約に用いることが想定されている。そのため、統合会社に対する株式や債権をさらなる再編で他の会社に移転するケースも生じると考えられるが、そうした二次再編が生じる場合、再編の適格・非適格にかかわらず準備金の移転は認められず、益金算入する必要がある点には留意が必要である。これは、連結納税を適用しているグループ間で、連結親法人が連結子法人を吸収合併する場合でも同様である(措法55の3④三、68の43の3④三)。

以上が、事業再編促進税制の概要である。同一業界における事業統合や過剰設備の集約について、従来の経済産業省の税制改正要望では、LLP(有限責任事業組合)に組織再編税制の適用を認めて無税で資産移転をさせつつ、統合事業の損益を、事業を切り出した会社に取り込ませることを意図していた。一方、今般導入された制度は、組織再編税制の対象となる「会社」を統合主体としつつ、会社では認められない損益のパススルーでの取込みにつき、投資損失準備金というしくみを用いて部分的に実現させたものと位置づけられる。本制度の活用により、業界全体での事業統合が進み、グローバルな競争に勝ち残る日本企業がより多く

なることが期待される。

## おわりに

以上、産業競争力強化法に関連する主な税制措置について要点を解説した。アベノミクスにおける金融緩和策が異次元緩和と呼ばれているが、今般の税制改正も従来の税務の常識を超える制度が多数盛り込まれているとの印象である。納税者が各制度の適用要件等を十分に理解のうえで戦略的に活用し、税引き後の投資効率を高めることで日本経済がより活性化することが望まれる。

宮口 徹(みやぐち・とある)  
宮口公認会計士・税理士事務所代表  
公認会計士・税理士

大学卒業後、監査法人および投資銀行を経て2002年に税理士法人ブライズウォーターハウスクーパース入所。以後10年超にわたり税務申告業務およびM&Aや組織再編に係る税務コンサルティング業務に従事するとともに税制に関する関係当局からの委託調査や税制改正に関する執筆・講演に多数関与。公認会計士。税理士。(社)日本証券アナリスト協会検定会員。著書に『事業再編税務ハンドブック』、『資本取引税務ハンドブック』、『解説・Q&A グループ法人税制の実務』(いずれも共著、中央経済社刊)など。